

# 再意見書

平成13年6月22日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0003

とうきょうとみなとくにしんばし ちょうめ ばんち ちこう  
東京都港区西新橋1丁目4番地10号

しゃだんほうじん きょうかい  
社団法人 テレコムサービス協会

メールアドレス [telesa@mx.mesh.ne.jp](mailto:telesa@mx.mesh.ne.jp)

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第105号で公告された接続約款案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 別紙

### 1、番号情報データベース(TDIS)に登録される「個人情報のオープン化」について

(意見)

- ①. 現在、電話帳掲載と電話番号案内の利用目的が限定されているTDIS登録の番号情報について、今後、Lモードなど固定系のブラウザフォン・サービスが普及に際し、適切なルールの基に個人情報の提供又は利用が可能となるようオープン化について検討すべきでものと考えます。
- ②. 今後、Lモードなど固定系のブラウザフォン・サービスが普及していく過程で、現在、急速な普及を遂げる中、個人情報の取扱いについて先例となりつつある移動系のブラウザフォン・サービスと同様に、固定系TDISに登録されている個人情報も、サービス・プロバイダ、特にコンテンツ系事業者がさまざまな高付加価値サービスを開発・提供していくうえで、有用な情報になり得るものと考えられるからであります。
- ③. さらに、電気通信事業法の規定上、公開できない情報も存在すると思われませんが、TDIS情報の基盤となる電話公衆網の加入者情報(又は電話番号情報)は、現在も公共財産的な性格を持っており、インターネット時代の新世代サービスにおいても引き続き重要な基本情報であることから、現ガイドラインの見直しなどを含め、プライバシー保護や公正競争条件の確保といった観点を十分に踏まえ、新たな時代の公衆網の利用形態に配慮した「個人情報の取扱いルール」について早急に整備を図ることが必要と考えます。  
また、経済的効果の面からも、適切な情報だけを適切なルールに基づいてオープン化していくことが、縮小傾向にある固定電話系サービスの新たな市場活性化につながるものと考えられるからであります。
- ④. しかしながら、TDIS上の個人情報に関し、提供対象を無制限に広げるのは危険との考え方もあることから、公開可否の審査基準については公正・中立な立場から評価する取組みが重要であるので、事業者とは利害関係のない第三者的審査機能や啓蒙活動を行う評価機関の設立なども必要と考えます。

以上